

工事請負契約における単品スライド条項の適用について

三鷹市総務部契約管理課契約係

三鷹市では、平成 20 年 12 月 1 日より、工事請負契約約款第 25 条 5 項の「単品スライド条項」について、下記のとおり適用することとしましたので、お知らせします。

記

1 対象資材

(1) 鋼材類

H型鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼二次製品（管材、ガードレール等）、スクラップ等、鋼材を主材料として構成されている材料

(2) 燃料油

ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油

(3) (1) 及び (2) 以外の資材で価格上昇要因が明確であるその他資材

2 適用日

平成 20 年 12 月 1 日

3 対象契約

契約書に単品スライド条項が規定された工事請負契約で、適用日時点で契約期間内または契約締結が適用日以降のもの。

4 契約変更の条件

資材ごとの変動額（※1）が、基準額（※2）を超えていること。

※1 1 (1)～(3) ごとに算出します。但し、適用日以前に検査が終了し既済した部分がある場合は、当該既済部分に含まれる資材の変動額は含めません。

※2 対象工事金額の 1%とします。但し、適用日以前に検査が終了し既済した部分がある場合は、当該既済部分に相当する金額を控除した額の 1%とします。

5 スライド額

スライド額の算出対象となった資材の変動額の合計から、対象工事金額の 0.5%相当額を控除した額とします。（受注者の負担は 0.5%相当額とします。）

6 契約変更時期等

工期末の 2 箇月前までに受注者からの請求を受け、工期末に契約変更を実施します。

但し、工期の末日が適用日以降で平成 21 年 2 月 28 日以前である工事については、工期満了前であって、かつ平成 20 年 12 月 26 日までに受注者からの請求を受けた場合に、工期末に契約変更を実施します。

7 その他

(1) 具体的な運用は、東京都の運用マニュアルに準じます。なお、東京都では局ごとに運用マニュアルが異なるため、工事担当課が用いている積算基準を所管する各局の運用マニュアルをそれぞれ用いることとします。

(2) 個別の契約案件については、工事担当課にご相談ください。

【問い合わせ先】

三鷹市総務部契約管理課契約係

電話 0422-45-1151 内線 2261～2263